

令和 7 年 4 月 8 日
八戸市 財政部 契約検査課

各 位

市発注工事における前払金の使途拡大の継続について

市発注工事における前払金（請負代金額 500 万円以上の契約を対象）について、平成 28 年度以降、使途の拡大を実施したところですが、令和 7 年度についても、下記のとおり特例を継続します。

1 前払金の使途拡大の内容

昨年度までと同様に、これまでの範囲に加え、払い出された前払金額の 100 分の 25 以内の額を当該工事の現場管理費及び一般管理費等のうち、当該工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができます。

2 適用対象

平成 28 年 4 月 1 日以降新たに請負契約を締結する工事に係る前払金（中間前払金は対象外）に適用されます。

3 契約に関する取扱い

(1) 令和 7 年度発注工事について

当該特例に対応した契約書を配付します。

(2) 平成 28 年度～令和 6 年度発注工事について

平成 28 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに請負契約を締結した工事のうち、当該特例を付していない工事契約においては、発注者と受注者
とが協議の上、変更契約を行うことで当該特例を適用することが可能となりますので、変更契約を希望される場合は、工事担当課に御相談ください。

問合せ先

八戸市財政部契約検査課

電話 0178-43-2111 内線 3456、3455